

告示

埼玉県告示第三百四十四号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十九条の二第一項の規定による処分をしたので、法第二十九条の五第一項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 処分をした年月日

令和五年三月二十日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
有限会社創電舎	埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷三丁目二番七号	田口英樹	埼玉県知事許可（般―二〇）第六二九八一号
有限会社豊栄工業	埼玉県川越市大字木野目千二百十三番地一	吉田豊	埼玉県知事許可（般―二〇）第五八七九二号
株式会社宏心造園土木	埼玉県所沢市北岩岡二十六番地七	北村宏明	埼玉県知事許可（般―二〇）第六九九八〇号
株式会社三剛建設	埼玉県草加市栄町二丁目五番二十三号八〇五号	松江茂雄	埼玉県知事許可（般―二〇）第六七四四三号

三 処分の内容

法第二十九条の二第一項の規定に基づく許可（一般建設業の許可）の取消し

四 処分の原因となった事実

令和五年埼玉県告示第百七十六号により営業所の所在地が確知できない旨の公告を行ったが、公告後三十日を経過しても申出がなく、このことは法第二十九条の二第一項に該当する。